

## 登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体を提出する場合の入力例

「商号」 ○○

「本店」 ○国○州○街○番地

「公告をする方法」 官報に掲載してする

(準拠法の規定による公告)

○州で発行される○○○・ポスト紙に掲載してする

「会社設立の準拠法」 ○国会社法

「会社設立の年月日」 ○○○○年○○月○○日

「目的」

1 ○○の製造販売

2 ○○の売買

3 前各号に附帯する一切の事業

「発行可能株式総数」 ○○株

「発行済株式の総数」 ○○株

「資本金の額」 ○○万米ドル

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 ○○○○

役員に関する事項

「資格」 取締役

「氏名」 ○○○○

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 ○○○○

「役員に関する事項」

「資格」 代表執行役

「住所」 ○国○州○街○番地

「氏名」 ○○○○

「役員に関する事項」

「資格」 日本における代表者

「住所」 ○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」 ○○○○

「支店番号」 1

「支店の所在地」 ○県○市○町○丁目○番○号

「登記記録に関する事項」 平成○○年○○月○○日 営業所設置

本国における代表者について、各国の実情に合わせて代表取締役又は代表執行役のいずれかの資格を記載してください（取締役又はこれに類似する者が代表権を有する場合には、代表取締役と記載し、取締役又はこれに類似する者が代表権を有せず、他に外国会社を代表する者がいる場合には、代表執行役と記載すること等が考えられます。）。

(注) 日本における同種の会社又は最も類似する会社の設立登記の登記事項に準ずる事項のほか会社法第933条第2項各号に掲げる事項を登記する必要があります。

(注) 1 登記事項を記録したCD-Rを提出する場合は、記録した内容を別途印刷して添付する必要はありません。その場合には、登記すべき事項は、「メモ帳」機能等を利用してテキスト形式で記録し、ファイル名は「(任意の名称).txt」としてください。

詳しい電磁的記録媒体の作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した電磁的記録媒体の提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

本資料は、外国企業が日本に会社等を設立する際に必要となる登記、査証、税制、人事・労務の各種申請様式について、その要点と記載事例等を示したサンプルです。本資料は、管轄省庁等が提供する正式な書式ではありませんので、実際に手続きを行う際には、専門家に相談、または、管轄省庁のウェブサイト等からダウンロードするなど、最新の正式な書式を入手してください。

本資料に関する管轄省庁：法務局

URL：<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/content/001188939.pdf>

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。